

下記の委託業務について、制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。この委託業務の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告により行うものとする。

令和元年8月20日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県清水港管理局長 安達行彦

2 担当部局

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局港営課

電話番号 054-353-2208 F A X 054-353-2209

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

清港営第28号

(2) 業務名

令和元年度富士見埠頭電気設備定期点検業務委託

(3) 業務場所

静岡市清水区清開地内

(4) 業務概要

富士見埠頭電気設備について、保安規程に基づく年次点検を行う。

(5) 点検項目等

高圧配線絶縁抵抗試験及び点検、変圧器等高圧機器絶縁抵抗試験及び点検、遮断器及び継電器試験及び点検、接地抵抗試験及び点検、機器点検保安清掃、低圧配分電盤における絶縁抵抗試験及び点検

(6) 業務期間

契約日の翌日から令和2年3月19日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿（平成30年9月1日～平成32年8月31日）に記載されている者で、営業種目4設備保守管理の細目のうち10受変電設備、11非常用発電設備、12蓄電池設備の全てを営業種目として登録している者であること。

(2) 静岡市内に本店又は本店の委任を受けた事業所（支店又は営業所）を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始

の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。)第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下イにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 入札手続きに必要な書類(設計図書等)の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和元年8月20日(火)から令和元年9月5日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

静岡県清水港管理局のホームページ上にて配布する。

アドレス: 静岡県清水港管理局 HP <http://www.portofshimizu.com>

(3) 配布方法

ホームページからダウンロードするものとする。

6 入札参加資格の確認等

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び申請書に添付する入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は資格有無の確認を受けた結果入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和元年8月21日(水)から令和元年8月28日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで、ただし最終日は午後4時まで

(2) 提出書類

次のアの書類を1部、イの封筒を1通、持参又は郵送により提出すること。アの書類については電送

によるものは受け付けない。

郵送により提出する場合は提出期限内必着のこと（期限内に到着しなかった場合には入札参加確認申請書は受け付けません。）。

ア 入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し（有効期間が平成32年8月31日までの通知書の写し）、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）の写し及び別紙（営業所別営業種目一覧表）の写しを添付すること。

イ 定形封筒（入札参加資格確認通知書の送付用。簡易書留料金を含む切手392円貼付）

(3) 提出場所

上記2に同じ

(4) 入札参加資格の有無の確認及び通知

入札参加資格の有無の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和元年8月29日（木）に郵送にて通知（別紙様式2 入札参加資格確認通知書）する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書及び資料の差し替え、再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和元年9月3日（火）午後5時までに書面（様式自由）を持参により提出しなければならない（期限厳守）。提出先は、上記2に同じとする。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和元年9月5日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 設計図書等に対する質問受付

(1) 本入札に参加を希望する者は、入札執行者に対して設計図書等の不明点について説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和元年8月30日（金）午後5時までに書面（様式自由）を持参により提出しなければならない（期限厳守）。提出先は、上記2に同じとする。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和元年9月2日（月）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和元年9月6日（金）午後2時

(2) 入札執行場所

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局 5階団体会議室

(3) 入札方法

電送又は郵送による入札は認めない。

(4) 入札保証金

免除

(5) 契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(9) その他

ア 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

イ 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（別紙様式2 入札参加資格確認通知書）を入札執行場所へ持参し、提示すること。

エ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札執行回数は、2回を限度とする。

10 契約書の作成

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

(2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

11 その他

(1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

- (2) 入札手続、契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県清水港管理局港営課（電話 054-353-2208）とする。
- (4) 現場説明会は行わない。